

公 告

令和7年7月7日

広島圏都市計画事業（広島平和記念都市建設事業）西広島駅北口土地区画整理事業の事業計画を変更したので、土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第55条第13項において準用する同条第9項の規定により、次のとおり公告します。

広島市長 松井 一實

記

- 1 土地区画整理事業の名称
広島圏都市計画事業（広島平和記念都市建設事業）西広島駅北口土地区画整理事業
- 2 施行者の名称
広島市
- 3 施行地区
広島市西区の己斐中一丁目、己斐中二丁目及び己斐本町一丁目の各一部
- 4 事業施行期間
平成31年 3月29日から令和15年 3月31日
- 5 事務所の所在地
広島市西区福島町二丁目2番1号 西広島駅北口地区区画整理事務所
- 6 事業計画の決定の年月日
平成31年 3月29日
- 7 事業計画の変更の年月日
令和 7年 7月 7日